

地域密着型サービス事業所 変更届出が必要な事項及び必要な添付書類

※添付書類のうち写しの場合は原本証明が必要です。また、原本証明には証明日を記載してください。

※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。

	変更届出が必要な事項	必要な添付書類
1	事業所・施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・運営規程
2	事業所・施設の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・事業所・施設の平面図（参考様式3） ・居室面積一覧表（参考様式4）（注1） ・設備・備品等一覧表（参考様式5） ・施設・設備・備品等の状況を確認できる写真 ・事業所の所在地がわかるもの（住宅地図等） ・土地・建物に係る賃貸借（又は無償）契約書等 ※事業所の建物が法人所有でないとき ・消防計画又は同計画作成届出書の写し、避難経路図、避難口の写真、スプリンクラー設置図面（スプリンクラー設置図面は、設置が義務付けられている事業所・施設のみ） ・運営規程 ※当該事項に係る記載がある場合
3	申請者の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は条例等（原本） ・事業所一覧（注2） ・運営規程 ※当該事項に係る記載がある場合 ・誓約書（参考様式9）
4	主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は条例等（原本） ・事業所一覧（注2） ・運営規程 ※当該事項に係る記載がある場合 ・誓約書（参考様式9）
5	代表者の氏名、住所及び職名	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は条例等（原本） ※住所変更のみの場合は添付不要 ・資格証の写し（注3） ・研修修了証の写し（注3） ・経歴書（参考様式2）（注3） ・誓約書（参考様式9）
6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は条例等（原本）
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ※当該事項に係る記載がある場合 ・事業所・施設の平面図（参考様式3） ・施設・設備・備品等の状況を確認できる写真 ・設備・備品等一覧表（参考様式5）
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所（注4）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・資格証の写し（注3） ・研修修了証の写し（注3） ・経歴書（参考様式2）（注3） ・運営規程 ※当該事項に係る記載がある場合 ☆住所変更のみの場合は該当付表のみ添付
9	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
10	利用料その他の費用の額	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程

11	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 <p>☆定員及び従業員の員数に変更になった場合（注4）（注5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・勤務形態一覧表 <p>*変更になった従業員が有資格者等の場合、上記の書類に加えて以下の書類も必要です。</p> <p>【介護支援専門員・計画作成担当者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格証の写し ・研修修了証の写し（注6） ・経歴書（参考様式2）（注7） ・介護支援専門員一覧（参考様式10） <p>【オペレーター、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士等の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格証の写し ・経歴書（参考様式2）（注8）
12	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・内容を確認できる書類（契約書の写し等） ・運営規程 ※当該事項に係る記載がある場合
13	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制（注6）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当付表 ・内容を確認できる書類（契約書の写し等） ・運営規程 ※当該事項に係る記載がある場合
14	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ・該当加算チェック表 ・内容を確認できる書類
15	本体施設、本体施設との移動経路等（注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を確認できる書類
16	併設施設の状況等（注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を確認できる書類
17	各推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員名簿（参考様式16）
18	宿泊サービスの開始、変更、再開、休止、廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護サービス事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書 <p>※詳細は海南市ホームページの「地域密着型サービス事業所等の各種更新・届出について」の「3 宿泊サービスの実施に関する届出」をご覧ください。</p>

（注1）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護のみ

（注2）法人情報の変更届については、複数の事業所の指定を受けている法人であっても、事業所一覧を添付していただくことにより、事業所ごとに全ての添付書類について原本を提出していただく必要はありません。例えば、A事業所、B事業所及びC事業所の3事業所について指定を受けている法人の場合、A事業所の添付書類が原本でかつ事業所一覧が添付されていれば、B事業所及びC事業所の添付書類は、A事業所の添付書類の写しで可とします（この場合に限り、B事業所及びC事業所の添付書類については、原本証明は不要とします。）。ただし、変更届出書については、事業所ごとに法人印を押印した原本を提出してください。

（注3）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の場合、「研修修了証の写し及び経歴書」が必要です。看護小規模多機能型居宅介護の場合、「研修修了証の写し及び経歴書」又は「資格証の写し及び経歴書」が必要です。

（注4）採用・異動等に伴う変更の場合は、次の書類の添付が必要です。

【新規雇用の場合】 雇用契約書等の写し又は雇用証明書

【新規雇用でなく同一法人内 異動等による場合】 辞令の写し

【同一法人内の他の事業所に兼務している場合】 兼務先の事業所を含む組織体制図、兼務先の事業所の勤務形態一覧表

(注5) 運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、年に一度の届出でよいとしています（「変更届出の特例」）。

(注6) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護の場合

(注7) 認知症対応型共同生活介護の場合

(注8) ①オペレーターでサービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては3年以上）従事した者の場合、②生活相談員で資格によるものでない場合、③機能訓練指導員ではり師及びきゅう師の資格を有する者の場合

(注9) 地域密着型介護老人福祉施設の場合